

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

第2章 障がいのある人の状況と課題

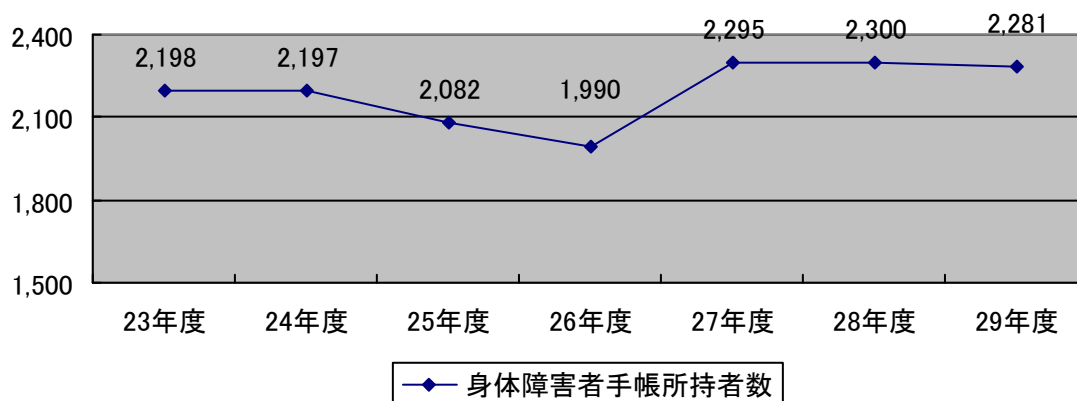
1 身体障がいのある人の現状

(1) 身体障害者手帳*の所持者数

身体障害者手帳*の所持者は、2011年度（平成23年度）から2017年度（平成29年度）の間で83人の増となっています。
（単位：人）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手帳所持者	2,198	2,197	2,082	1,990	2,295	2,300	2,281
市の人口	36,427	36,201	36,011	35,620	35,330	34,871	34,579
人口割合 (%)	6.0	6.1	5.8	5.6	6.5	6.6	6.6

※ 市資料 身体障害者手帳*交付台帳登載数(各年度末)
市の人口は、住民基本台帳登録数(各年度末)

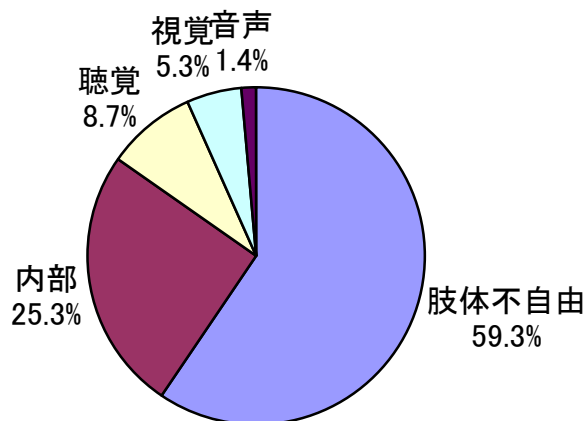


(2) 障がいの種類及び障がい程度

身体障がいの障がい程度別を2017年度末（平成29年度末）でみると、肢体不自由が1,353人（59.3%）で最も多く、

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

次いで内部障がい者が577人(25.3%)、聴覚障がい者が198人(8.7%)、視覚障がい者が120人(5.3%)、音声・言語・そしやく機能障がい者が33人(1.4%)となっており、障がい程度別では1級が673人(29.5%)と最も多くなっています。



(単位：人)

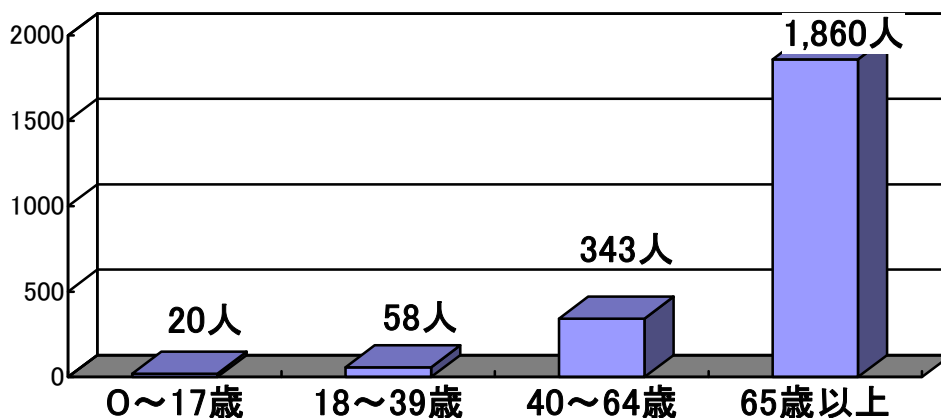
区分	視覚	聴覚	音声	肢体不自由	内部	合計
1級	40(0)	2(0)	1(0)	244(9)	386(1)	673(10)
2級	46(0)	35(1)	1(0)	253(1)	5(0)	340(2)
3級	5(0)	23(0)	21(0)	272(1)	82(1)	403(2)
4級	6(0)	39(0)	10(0)	397(4)	104(1)	556(5)
5級	15(0)	0(0)	0(0)	144(0)	0(0)	159(0)
6級	8(0)	99(0)	0(0)	43(1)	0(0)	150(1)
合計	120(0)	198(1)	33(0)	1,353(16)	577(3)	2,281(20)

※ 市資料 身体障害者手帳*交付台帳登載数(平成29年度末) かつこ内は18歳未満の数値(内数)

(3) 身体障害者手帳*所持者の年齢構成

2017年度末(平成29年度末)の身体障害者手帳*所持者の年齢構成では、65歳以上が1,860人と全体2,281人の81.5%を占めており、最も多くなっています。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。



2 知的障がいのある人の現状

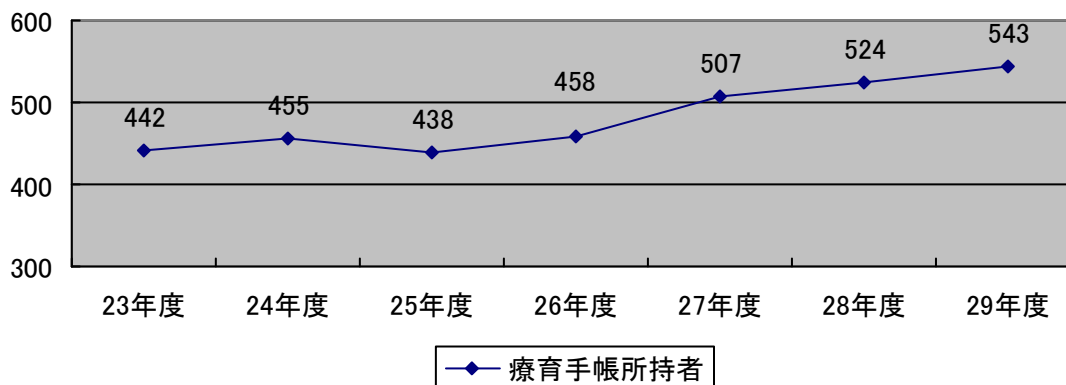
(1) 療育手帳*の所持者数

療育手帳*の所持者は、2011年度（平成23年度）から2017年度（平成29年度）の間で101人の増となっています。

（単位：人）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
療育手帳所持者	442	455	438	458	507	524	543
人口割合 (%)	1.2	1.3	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6

※ 市資料 療育手帳*交付台帳登載数(各年度末)



* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

(2) 知的障がい者の障がい程度

知的障がいの障がい程度別を2017年度末（平成29年度末）でみると、重度・最重度（A判定）が219人（40.3%）、軽度・中度（B判定）が324人（59.7%）となっています。

年齢別では、18歳未満の重度・最重度が23人（4.2%）、軽度・中度は60人（11.1%）となっており、また、18歳以上では重度・最重度が196人（36.1%）、軽度・中度は264人（48.6%）となっています。

（単位：人）

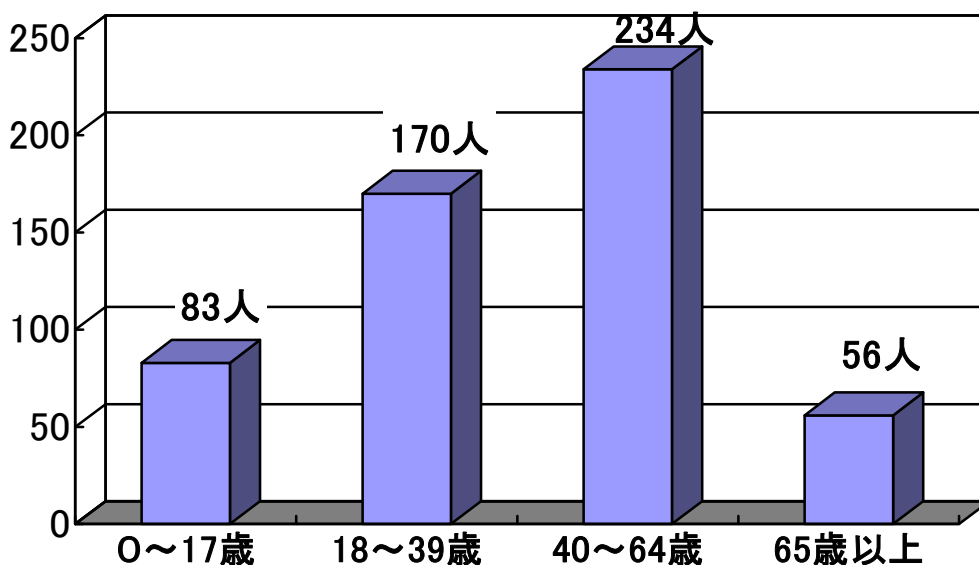
区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A判定	18歳未満	24	24	29	22	19	23
	18歳以上	175	178	166	169	187	196
計	199	202	195	191	208	211	219
B判定	18歳未満	32	33	31	46	54	60
	18歳以上	243	220	212	221	245	264
計	186	253	243	267	299	313	324
A+B	18歳未満	56	57	58	68	73	83
	18歳以上	386	398	380	390	434	460
合計	442	455	438	458	507	524	543

※ 市資料 療育手帳*交付台帳登載数(各年度末)

(3) 療育手帳*所持者の年齢構成

2017年度末（平成29年度末）の療育手帳*所持者の年齢構成では、40～64歳が234人と全体の43.1%を占めており、最も多くなっています。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。



3 精神障がいのある人の現状

(1) 精神障害者保健福祉手帳*の所持者数

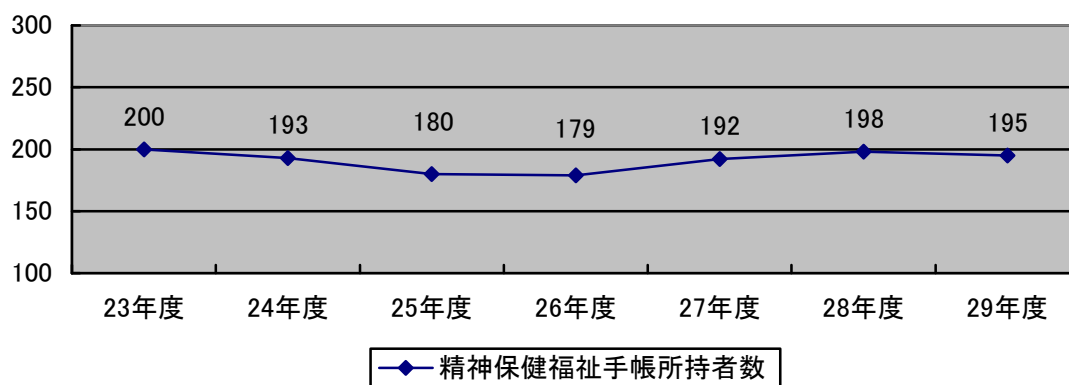
精神障害者保健福祉手帳*の所持者は次のとおりで、2011年度（平成23年度）から2017年度（平成29年度）までの間で5人の減とっていますが、人口割合では0.1%の増となっています。

(単位：人)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手帳所持者数	200	193	180	179	192	198	195
人口割合 (%)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6

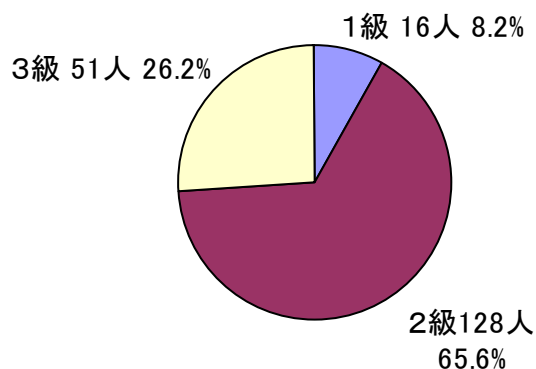
※ 市資料 精神障害者保健福祉手帳*交付台帳登載数(各年度末)

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。



(2) 精神障がい者の障がい程度

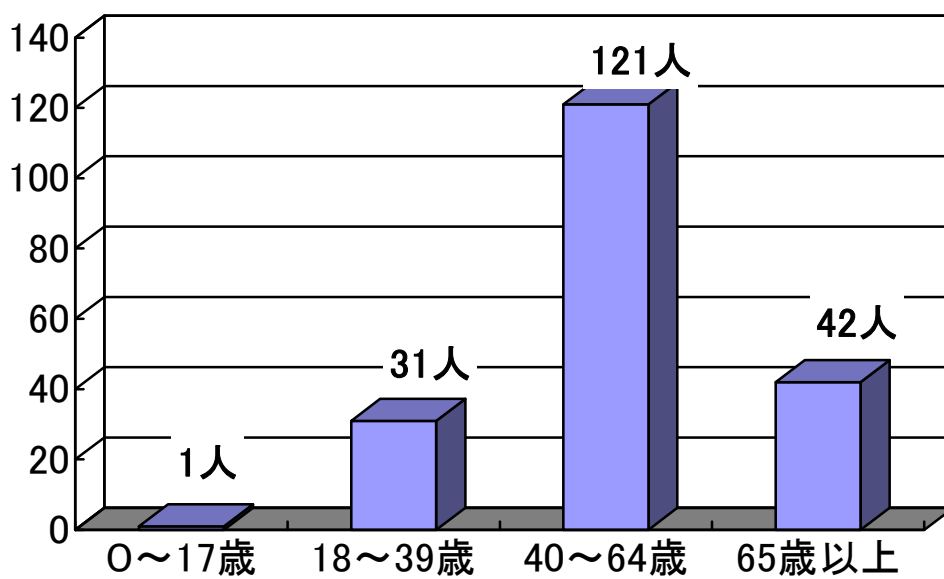
2017年度（平成29年度）の精神障害者保健福祉手帳*所持者の障がい程度別では、2級が128人（65.6%）と最も多くなっています。



(3) 精神障害者保健福祉手帳*所持者の年齢構成

2017年度末（平成29年度末）の精神障害者保健福祉手帳*所持者の年齢構成では、40～64歳が121人と全体の62.1%を占めており、最も多くなっています。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。



* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

4 アンケート調査結果からの現状

障がいのある人の福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や政策推進にあたっての資料とするため、障がいのある人を対象とするアンケート調査を実施しました。（アンケート調査の概要は資料編に掲載）

それらの結果から、特にポイントとなる事柄を次のように整理しました。

(1) 権利擁護について

① 成年後見制度

「名前も内容も知っている」、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた認知度は51.7%となっている一方、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、「名前も内容も知らない」を合わせると52.6%の方が内容について理解をしていないことから、制度の周知が進んでいない状況にあります。

② 虐待や差別

2006年度（平成18年度）の調査（以下「前回の調査」という。）では、差別や偏見、疎外感を「よく感じる」、「ときどき感じる」を合わせると29.6%となっていました。今回の調査では、差別・嫌な思いの経験の有無について「かつてあった」、「現在もある」を合わせると18.6%となっており減少しているものの、差別・嫌な思いを受けた場所については、前回の調査と同様に「学校・仕事場」や「外出先」、

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

「^す住んでいる^{ちいき}地域」が^{たすう}多数を^し占めています。

(2) ^{せいかつかんきょう}生活環境について

① ^く暮らす^{ばしょ}場所

^{げんざい}現在の^く暮らし^{かた}方について、「^{かぞく}家族と^く暮らしている」が^{ぜんかい}前回の^{ちようさ}調査では67%であったのに対し^{たい}今回の^{こんかい}調査では62%と^{げんしょう}減少しています。^{しやうらいく}将来^{ばしょ}暮らしたい^{げんざいち}場所については、^い現在^い地^い域で^く暮らしている^{ひと}人の^{やく}約7割が^{わり}同じ^{おな}暮らし^{かた}方を^{のぞ}望んでいます。

② ^{がいしゅつじ}外出時^{こま}に困ること

^{がいしゅつじ}外出時に^{こま}困ることについては、^{ぜんかい}前回の^{ちようさ}調査に^{くら}比べ「^{とく}特^ふない」が^い増えているものの、^い依然として「^{こうきやうこうつうきかん}公共交通機関が^い少ない(ない)」、「^{どうろ}道路や^{えき}駅に^{かいだん}階段や^{だんさ}段差が^{おほ}多い」との^{かい}回答が^{おほ}多い結果となっています。

③ ^{さいがいじ}災害時^{こま}に困ること

^{さいがいじ}災害時に^{こま}困ることについては、^{はっせいじ}発生時においては「^{あんぜん}安全な^{じんそく}ところまで、^{ひなん}迅速に^{ひなん}避難することができない」が44.2%と^{もつと}最も^{たか}高く、^{ひなんさき}避難先においては「^{ひなんばしょ}避難場所の^{せつび}設備(トイレ等^{とう})や^{せいかつかんきょう}生活環境が^{ふあん}不安」が42.2%で^{もつと}最も^{たか}高くなっています。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

(3) 情報・意思疎通支援について

① 障がいや福祉サービスに関する情報の入手経路
前回の調査と比べると主な入手経路に変化はありませんが、広報紙の占める割合が減少し、本やテレビ等のメディアや関係機関の割合が増加しています。

(4) 生活支援について

① 高齢化への対応
主に介助してくれる家族の年齢について、前回の調査では60歳以上が53.7%であったのに対し、今回の調査では59.2%と高齢化が進んでいます。

② 相談窓口
悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親戚」が55.6%と最も多く、市の窓口や相談支援事業所が占める割合は低くなっています。

(5) 就労支援について

① 就労の場
仕事をしていない人のうち、「仕事をしたい」と答えた人が37.1%となっています。また、したいと思う仕事の業種については「農業・林業」、「漁業」を合わせると20.4%となっており一次産業への関心が高いことがうかがえます。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

② 就労支援

必要な就労支援については、「職場の障がい者理解」が34.0%と最も多く、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が30.8%となっており、障がいへの理解を求める回答が多い結果となっています。

(6) 伊達市について

伊達市の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすいまちだと思う」、「どちらかといえば、暮らしやすいまちだと思う」を合わせると82.2%となっており、前回の調査の79.5%を超えています。特に知的障がい者で「とても暮らしやすいまちだと思う」が39.4%と、他の障がい者に比べて高くなっています。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

5 団体からの意見・提言

第7次伊達市総合計画策定に係る団体懇談会で寄せられた福祉に関する意見・提言は次のとおりです。

<p>開催日</p>	<p>2018年（平成30年）1月15日</p>
<p>参加団体</p>	<p>伊達市社会福祉協議会、伊達市民生委員児童委員協議会、伊達身体障がい者福祉協会、伊達身体障がい者福祉協会（視覚部会）、伊達聴力障害者協会、伊達市ボランティア連絡会、伊達手話の会、伊達市手をつなぐ育成会</p>
<p>意見・提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動の活性化・支援強化、若い人の加入促進 ○ 学校でのボランティア教育、他自治体への視察研修制度など ○ ボランティア団体と障がい者との橋渡し ○ 地域との絆の構築（災害時の安全確保） ○ 心のバリアフリーへの取組、学校教育における障がい者教育 ○ 災害時避難計画の作成、障がい者の避難方法・対応マニュアルの作成 ○ 介護予防への注力

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

6 障がい者福祉の課題

現状とアンケートや団体懇談会での意見を基に、これまでの取組経過や地域自立支援協議会での協議を踏まえて、本市の障がい者福祉の課題について次のとおりまとめました。

(1) お互いを尊重し合えるまちづくり

・障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに支え合い尊重し合う共生社会の実現のためには、市民一人ひとりが様々な障がいについて正しい知識を得て、理解を深めていく必要があります。

これまで、権利擁護や虐待・差別の解消に関する取組を進めてきましたが、アンケートによると、差別や嫌な思いをした人の割合は減っているものの、2割程度の人が職場や学校、住んでいる地域などでの差別や嫌な思いを感じています。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、「合理的配慮の提供*」をはじめとした、社会のあらゆる場面での障がい者差別の解消を図る取組が必要です。

・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、住む場所や移動支援、災害対策などの生活環境の整備を進めていく必要があります。

これまで、社会福祉法人によるグループホーム開設や「伊達市バリアフリー基本構想」、「伊達市避難行動要支援者対策計画」の策定などの、移動支援、災害対策の取組を進めてきました。

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

アンケートによると、現在地域で暮らしている人の多くが、将来も地域で生活をつづけている意向を持っています。また、来るべき有珠山噴火や近年多発している自然災害に備えた支援対策の整備も求められています。

今後、これまでの取組を継続し、障がいのある人の生活環境の整備を推進する必要があります。

・情報と意思疎通は、生活していくうえで欠かすことのできないものであり、障がいの種別や特性に応じた情報提供や意思疎通支援が必要です。

これまで、手話通訳者による意思疎通支援や手話の普及に関する取組、視覚障がい者への音訳・点訳による情報提供などの取組を進めてきました。

今後は、これまでの取組に加え、多様化する情報収集手段への対応や、「合理的配慮」による情報提供などを推進する必要があります。

(2) 地域で暮らすことができる体制づくり

・障がいのある人が地域で生活するためには、生涯を通じて一人ひとりの状況に応じた支援を提供することが必要です。また、障がいのある人を支えている家族の高齢化により、親や配偶者亡き後の生活を地域全体で支える取組も必要となります。

これまで、障がい福祉サービスの提供や相談支援体制の整備などにより、障がいのある人の地域での生活を支援する取組を進めてきました。アンケートによると、悩みや困ったことの相談先は、家族や親戚が多い結果となっていますが、総

* は57ページからの第5章資料編 4用語解説にあります。

合相談支援センター「あい」への相談人数は年々増加しており、地域での生活を支援するうえで重要な役割を担っています。

今後も継続して、一人ひとりの状況に応じた支援が提供されるよう取組を進めるとともに、障がいのある人の日常生活を地域全体で支える体制を充実させる必要があります。

(3) 自立への支援と社会参加の促進

・障がいのある人が就労するためには、職場での障がいへの理解や労働環境の整備などが求められます。国では、2018年度（平成30年度）から障がい者の法定雇用率が引き上げられたことから、今後は、さらなる障がい者雇用促進のための取組が必要です。

・障がいのある子どもを支援するためには、障がいや発達の遅れを早期に発見し、必要な相談や療育を行うとともに、就学前から卒業後まで切れ目のない支援を受けられる体制の整備が必要です。

また、社会全体の「心のバリアフリー」を進めるためには、幼い頃から福祉に関する理解を深めることが重要です。